

# 小牧市市民活動推進条例施行規則

平成17年3月30日  
規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、小牧市市民活動推進条例（平成16年小牧市条例第75号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第2条 条例第8条に規定する小牧市市民活動促進委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員会の会議の公開)

第4条 委員会の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

(1) 小牧市情報公開条例（平成12年小牧市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、市長公室協働推進課において処理する。

(市民活動団体の登録)

第6条 条例第11条第1項の規定による市民活動団体の登録を受けよう

とするときの申請は、市民活動団体登録申請書（様式第1）によるものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その活動内容等を審査し、適当と認めるときは、登録するものとする。

（市民活動団体の登録の変更又は抹消）

第7条 条例第11条第3項の規定による登録の申請内容に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときの届出は、市民活動団体登録変更・抹消届（様式第2）によるものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。